



平成 25 年 7 月 3 日(水)

【照会先】

健康局結核感染症課

(担当・内線) 難波江(2373)、氏家(2932)

(電話・代表) 03-5253-1111

(夜間・直通) 03-3595-2257

「風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）」及び「市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について（協力依頼）」

昨日、標記について都道府県等宛てに通知を発出しましたので、お知らせいたします。

健感発0702第1号

平成25年7月2日

各 ( 都 道 府 県 )  
保健所設置市  
特 別 区 ) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

( 公 印 省 略 )

風しんワクチンの安定供給対策について (協力依頼)

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて (協力依頼)」(平成25年6月14日付健感発0614第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、医療機関等への協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第5条第1項の規定による予防接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び貴管内関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

なお、各関係者には別添 (写) のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - (1) 管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間 (3日間程度) に把握することが可能な体制づくり
  - (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法

(3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。



健感発0702第2号  
平成25年7月2日

公益社団法人日本医師会  
常任理事 小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないよう、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただくようご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いいたします。

#### 記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - (1) 管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
  - (3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。



健感発0702第3号  
平成25年7月2日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、医療機関に必要最低限の量の供給を随時行い、特定の医療機関にワクチンの供給が偏ることのないようにご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いします。

#### 記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - (1) 管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
  - (3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有

2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発注するよう努めること。
3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

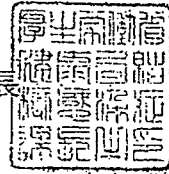
結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。



健感発0702第4号  
平成25年7月2日

一般社団法人 日本ワクチン産業協会理事長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 風しんワクチンの安定供給対策について（協力依頼）

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

風しんワクチンの供給については、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて（協力依頼）」（平成25年6月14日付健感発0614第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、MRワクチン及び風しん単独ワクチンの予定前倒しの出荷及び増産に取り組んでいただくようご協力をお願いしているところですが、今般、一部の自治体等より、十分な量のワクチンを確保できない医療機関等があるとの連絡を受けました。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県衛生主管部（局）長に別添（写）のとおり通知しました。

貴職におかれては、下記の事項について、御了知いただくとともに、貴会会員に対し、周知及び協力の要請をしていただくようお願いいたします。

#### 記

1. 各都道府県は、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の事項について取決めを行うこと。
  - (1) 管内の卸売販売業者及び医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
  - (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
  - (3) 特定の医療機関より過剰な発注が認められる場合の情報共有
2. 医療機関は、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量のワクチンを発



注するよう努めること。

3. 卸売販売業者は、医療機関に必要な量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起こらないように配慮すること。
4. 各都道府県は、上記1により、過剰な発注が認められる場合には、都道府県医師会等と協議の上、その協力を得て注意喚起を行うこと。
5. 厚生労働省は、仮に、多量のワクチンを返品する医療機関があった場合には、その実態を確認の上、当該医療機関名の公表等を検討することとしていること。
6. 各都道府県は、上記1により、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、結核感染症課に対し、その状況を連絡すること。

結核感染症課では、その連絡を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者、販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

平成25年7月2日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公印省略)

市町村等において風しんの予防接種の助成事業を開始する場合の対応について(協力依頼)

先般、「風しんの任意の予防接種の取扱いについて(協力依頼)」(平成25年6月14日付健感発0614第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(以下「MRワクチン」という。)の安定供給の目途がつくまでの間、効果的な先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、任意の予防接種について、妊婦の周囲の方、及び妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い方で、抗体価が十分であると確認できた方以外の方が優先して接種を実施できるよう、協力をお願いしたところです。

現在、一部の市町村及び都道府県において、風しんの任意の予防接種に係る費用の助成(以下「助成事業」という。)が検討されているところであり、上記通知を踏まえ、どのように助成事業を運営することが望ましいか、問い合わせを受けているところです。このため、先天性風しん症候群の発生の予防及び今後の安定的な定期接種の実施のため、今後、助成事業を実施する場合には、下記の点に御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関に対し、周知方よろしく申し上げます。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。

なお、本日、本通知と併せて「風しんワクチンの安定供給対策について(協力依頼)」(平成25年7月2日付健感発0702第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を发出しているところです。

#### 記

今後、助成事業を開始しようとする市町村(特別区を含む。)又は都道府県にあつては、接種の前に抗体検査を実施し、抗体価が十分でないことを確認できた方を助成事業の対象とすること等について検討いただきたいこと。

(参考) 実際に行われている助成事業の事例

① 風しん抗体検査及び予防接種の費用の助成の例

- ・ 19歳以上の市民で(1)妊娠を予定又は希望している女性とその夫、(2)妊娠している女性の夫を対象に、抗体検査を少ない自己負担額で実施
- ・ 上記抗体検査により、抗体が十分でないと確認できた方に対し、予防接種の費用を一部助成

② 予防接種の費用の助成の例

- ・ 市民で(1)妊娠を予定又は希望している女性とその夫、(2)妊娠している女性の夫に該当する方で、事前の抗体検査(自費)の結果、抗体が十分でないと確認できた方に対し、無料で予防接種を実施